

公的研究費の運営・管理体制について

平成医療短期大学

公的研究費の運営・管理については、平成19年2月15日付で文部科学大臣決定による、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が示されている。本学においてもこうした基準に沿い、科学研究費をはじめとする公的研究費の適正な運営・管理体制を次のとおり整備・強化し、学長のリーダーシップのもと、不正防止に取り組みます。

○ 責任と権限体制

I 最高管理責任者

- イ) 職 名 学 長
- ロ) 責任と権限 平成医療短期大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負います。

II 統括管理責任者

- イ) 職 名 事務局長
- ロ) 責任と権限 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について短期大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

III 部局責任者

- イ) 職 名 看護学科長、リハビリテーション学科長
- ロ) 責任と権限 短期大学の各学科において、適正な研究費執行等について実質的な責任と権限を持ちます。

○ 相談・通報（告発）の窓口

公的研究費等の事務手続・使用ルール等の相談及び本学における公的研究費等に係る不正行為等の通報（告発）窓口を次の通り設けました。

※匿名による通報は、原則として受け付けません。

相談窓口 平成医療短期大学事務局総務課

通報窓口 平成医療短期大学事務局学務課

○ 公的研究費の適正な管理・運営体制

公的研究費の適正な運営・管理を図るため、次の規程等を整備しました。

- ・「研究活動に係る不正防止に関する規程」 (別紙規定参照)
- ・「公的研究費等事務取扱要綱」 (別紙要綱参照)
- ・「研究行動規範」 (別紙規範書参照)
- ・「公的研究費不正行為等防止計画」 (別紙計画書参照)